

第24次東京都消費生活対策審議会

第5回検討部会・

第4回東京都消費者教育推進協議会

合同部会

平成29年1月10日（火）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後 1 時 2 9 分開会

○野澤部会長 それでは、時間になりましたので、東京都消費生活対策審議会第 5 回検討部会及び第 4 回東京都消費者教育推進協議会の合同部会を開会します。

初めに、事務局から定足数の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、部会ごとに御報告させていただきます。

検討部会は 6 名の委員で構成されており、委員 5 名に御出席をいただいております、委任状が 1 通ございます。

また、消費者教育推進協議会につきましては委員 6 名、専門員 3 名で構成されており、本日は 5 名の委員、専門員 3 名に御出席いただいております、委員からの委任状が 1 通ございます。

いずれの部会につきましても、東京都消費生活対策審議会運営要綱第 8 に定めます、委員の半数以上の出席という定足数に達しております。

なお、この部会は東京都消費生活対策審議会運営要綱第 1 1 により公開とさせていただきます、議事録につきましても公開する予定でございますので、御了承をお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料 1 が、検討部会委員名簿。

資料 2 が、協議会委員名簿。

資料 3 が、検討部会幹事・書記名簿。

資料 4 が、協議会幹事・書記名簿。

資料 5 から本日の御審議に使う資料でございます、都民意見の募集結果概要。

資料 6 が、答申案でございます。

そのほか、石戸谷委員から第 5 回検討部会メモといたしまして、ホチキスどめの資料の御提供がありましたので、お配りしております。

その他、参考資料といたしまして、A 4、青色のフラットファイル。

また、参考資料②から⑥をつづりました、A 4、黄色のフラットファイル。

東京都消費生活基本計画、平成 2 5 年度から 2 9 年度の冊子。

東京都消費者教育推進計画、平成 2 5 年度から 2 9 年度の冊子を机上にお配りしております。

不足している資料がございましたら、どうぞお知らせください。よろしくお願いいたします。

○野澤部会長 それでは、審議に入りたいと思います。

1 1月18日の第2回総会の後、各委員の意見を反映しまして「中間のまとめ」を取りまとめました。その後、12月1日から12月19日まで、都民意見の募集を行いました。本日は、意見募集の結果、都民の皆様からいただいた御意見などを踏まえ、事務局で答申案を作成しておりますので、委員の皆様で議論していきたいと思います。

では、お寄せいただいた意見の概要及び反映等の対応案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、資料5の『「中間のまとめ」に係る都民意見募集結果』をごらんください。

まず「1 意見募集の概要」でございますが、周知方法は、東京都公式ホームページ、生活文化局ウェブサイト「東京くらしWEB」に募集要領等を掲載いたしましたほか、ツイッターにおきまして、意見募集の呼びかけをしております。

募集期間、意見提出方法等につきましては、記載のとおりでございます。

「2 集計結果」でございますが、受付件数といたしましては29件。

意見提出者数は35件、これは連名でいただいたものがございますので、件数の相違が生じております。提出主体の内訳等は、記載のとおりでございます。

意見の総数でございますが75件、これをそれぞれ項目別に記載したものが、下の表のとおりになっております。

おめくりいただきまして「3 意見の概要及び意見に対する考え方」でございます。右端に都民意見への対応の状況を記載しております。この記載の内容を御説明いたしますと、「追加修正」と記載のものが、御意見の趣旨を踏まえまして、本文を追加記述、修正したものでございます。2の「反映済み」は、既に本文に記載または趣旨として盛り込まれているものでございます。3の「参考」でございますが、こちらは都の計画策定時に参考となる、具体的な施策案、事業の展開案などに関するご提案を「参考」と記載しております。4の「意見」は、特にお考えを述べられたものにつきまして、御意見として承りたいものでございます。

こちらの資料5は、お寄せいただいたものをほぼそのままお出ししているものでございまして、これら答申への反映につきましては、答申案で御説明をさせていただきたいと思

います。資料6の答申案の32ページをお開きください。

32ページの意見募集結果につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

「3 主な意見」でございますが、こちらはなるべく多くの意見を掲載しております。類似の御意見、同じ御主張のものもございますので、そういったものは簡潔にまとめて記載しております。そして各章、また第5章につきましては、政策の柱ごとにそれぞれ「意見に対する考え方」として審議会の考え方をまとめております。

概要を御説明させていただきます。

まず、33ページの「(1) 全体」でございますが、こちらはお考え方を述べられた御意見が多く、この報告書をもとに計画を立案してほしいですとか、今後の政策を進めるに当たり賛成する、そういったような御意見でございます。

「(2) 消費生活の現状に対する基本認識」につきましては、第2章に「国における消費者行政等の動向」という項目がございますが、そこに、平成28年4月に消費者庁から「消費者志向経営の取組促進に関する検討会報告書」が出されているので、これを追記したほうがいいのではないかという御意見でございました。これにつきましては、14ページをお開きいただければと思いますが、中ほどの「(3) 消費者行政関連会議での検討」の「ウ 消費者指向経営の取組促進に関する検討会」として、この検討会の趣旨及び報告書の概要を追記いたしました。

したがって、こちらの「意見に対する考え方」といたしましては、答申の14ページに追記しましたという表記になっております。

おめくりいただきまして、(3)は「第4章 3つの視点」に関する御意見として3点いただいております。視点1につきましては、消費者が主権者として行動を選択できるようにするためには、いろいろな救済などの手段が整えられている必要がある。また、的確な情報を消費者に提供できるような取組を強化してほしいというご意見です。2点目のグローバル社会に関しましては、新たな通信技術等は高齢者が取り残されがちである点ですとか、外国人の消費者問題が発生する、このような視点を導入することに賛同するというご意見です。視点3につきましては、適切な相談や、事案解決のための人や窓口適切につなげていく仕組みづくりが必要であるということと、キーパーソンとなる人や仕組みづくりと福祉サイドと連携して構築する必要があるというような、答申を踏まえて、都が計画を改定する際の具体的な取組についての御意見でございましたので、「意見に対する考え方」と

いたしましては、計画改定や施策の検討の際に参考になるものと考えますという表記にしております。

「第5章 政策の柱」でございますが、「政策1 消費者被害の未然防止と拡大防止」に関しましては、左側の番号で言いますと、10から12に関しましては、注意喚起や情報発信、相談窓口の周知の重要性などについての御意見でございます。また、13から15に関しましては、見守りネットワークの取組を進める上でのさまざまな具体的な御意見をいただいたところでございます。

おめくりいただきまして、36ページの16から26に関しましては、勧誘を希望しない消費者の意思の伝え方と事業者の取組、本文で言いますと19ページの「例えば」というところの表記になりますが、こちらにつきましては、いわゆる「訪問販売お断りステッカー」についての問題点を指摘する御意見、また、反対に不意打ち性の強い勧誘に関する規制の必要性に対する御意見などをいただいたところでございます。

特に38ページの26につきましては、「訪問販売お断りステッカー」に法的効果を与えることを念頭に置いているのであれば、具体的な施策の例として明示すべきと考えるという御意見でございます。

これら政策1の御意見に関しましては、38ページの「意見に対する考え方」といたしまして、消費者被害を防止するための注意喚起・情報発信につきましては、効果的な手法で行う必要があるということをご答申の中で提言している点。また、消費者被害の未然防止・拡大防止には、消費者自身が消費者トラブルについて気軽に相談できる相談窓口の周知も欠かせないという点につきましては、趣旨が盛り込まれているという御説明をしております。

高齢者等の消費者被害防止対策につきましては、高齢者等の消費者被害を防止する見守りネットワークの構築のほか、高齢者に多い消費者被害について何らかの対策の検討が必要であると考えている点を記載しております。

「勧誘を希望しない消費者の意思があらかじめ明確に事業者に伝わり、その意思を尊重した営業活動を事業者に促す取組などを検討」につきましては、いわゆる「訪問販売お断りステッカー」に法的効果を与えることを前提としたものではありません。そういったものは選択肢の一つとして、都において幅広く検討することを望むものである旨を記載したところでございます。

そのほか、御意見の内容は、計画の改定や施策の検討の際の参考になるものと考えると

いうことを記載しております。

次に、39ページの「政策2 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成」でございます。この27から32に関しましては、不適正な取引行為を行う事業者への取組の強化に関する御意見と、特商法の改正に伴う規制の強化について問題点として指摘する御意見がございました。また、33から35に関しましては、コンプライアンスの取組への支援に関する御意見でございます。

これらの「意見に対する考え方」といたしまして、不適正な取引行為等の排除につきましては、近年、会社の設立・廃業を繰り返す事業者がふえており、そういう事業者に対して、特商法改正にも対応したより精度の高い法令適用や不適正な芽を早期に発見できる調査手法は有効な手段であると考えております、という本文をそのまま記載したところでございます。

また、現行の法規制で対応できない被害が発生した場合には、必要に応じて、国等への法改正の働きかけや条例改正の検討をすることが必要であると考えております。

健全な市場の形成に向けた事業者のコンプライアンス意識の向上につきましては、行政からの働きかけだけではなく、事業者みずからの取組が重要であることの趣旨については盛り込まれております。事業者のコンプライアンス意識を向上し、消費者の利益を確保するために、都が、事業者や事業者団体と連携して、積極的に取り組む事業者への支援を行っていくことを提言しております。

このほかにつきましては、御意見の内容は、施策の検討の際の参考になるものと考えております。

次の「政策3 消費生活の安全・安心の確保」でございますが、こちらでは事業者・事業者団体との連携ですとか、事故情報などの周知などに関する御意見がございました。

これに関しまして「意見に対する考え方」でございますが、商品・サービスに起因する事故について、対象となる消費者に応じて効果的に注意喚起・情報発信を行っていくことは、政策1の18ページに記載しておりますので、この商品・サービスの安全対策と消費者への注意喚起・情報発信を適切に行っていくことを都に期待するということを記載しております。

「政策4 消費者教育の推進と持続可能な消費の普及」でございますが、こちらにつきましては、ライフステージに応じた消費者教育の必要性に関する御意見と、また、特に成年年齢の引き下げを懸念した若年層からの消費者教育に関する具体的な御意見を多くいた

だいたところでございます。

この「意見に対する考え方」といたしましては、ライフステージに応じた消費者教育の推進につきましては、本文に盛り込まれているということ。また、成年年齢引き下げに伴う若年層に対する消費者教育の充実の必要性についても提言しております。

また49で具体的な修文の御意見をいただいております、本文中では「成年年齢に達するまでの若年層への消費者教育を充実していく必要がある」といったところに、修文案といたしまして「健全な金銭感覚の涵養を通じた消費者意識の啓発など」を挿入したほうがいいのではないかとということです。この理由といたしましては、若年層の消費者トラブルは金銭に絡む事例が目立つというところで、健全な金銭感覚を通じた消費者意識の啓発には予防策が重要であるという御意見でございます。

これにつきましては、「意見に対する考え方」の3行目になりますけれども、健全な金銭感覚の涵養を通じた消費者意識の啓発だけではなくて、契約のルールを理解ですとか悪質事業者の手口の把握など、必要な消費者教育の内容はさまざまなものが考えられるということでございますので、原文のままとなっております。

消費者教育における多様な主体との連携につきましては、都ではこれまでも地域や職場等における消費者教育の中心的な役割を果たす人材育成を目的といたしました「消費者問題マスター講座」ですとか消費者教材、そういったものを弁護士などと連携しております。今後も引き続き、弁護士等を初めとする必要な主体と連携していくことについては大変重要であると考えておまして、本文で提言しております。

また、ウェブ版消費者教育読本では、買い物の疑似体験ですとか、消費者問題を理解できる内容のものも作成しておまして、引き続き消費者教育の充実を都に期待するというものであります。

「政策5 消費者被害の救済の充実」につきましては、相談につきましては体制の充実、外国人や障害を持つ方への対応、また、被害の救済について、さまざまな具体的な御意見をいただいたところでございます。

「意見に対する考え方」といたしましては、45ページになりますけれども、消費生活相談で受け付けた相談内容は、トラブル解決のほか、いろいろ消費者被害の未然防止・拡大防止に役立つと考えております。都では、これまでも、相談傾向を分析した年報の発行ですとか、テーマ別分析等を行っている状況です。また、消費者被害の状況を踏まえまして、必要に応じて国等への法令改正の働きかけを行っている状況がございます。

これを受けまして、消費生活相談は、消費生活行政の根幹であるため、相談体制の充実策について、都における検討を期待するということを記載しております。

最後に「(5) その他」でございますが、御意見の内容が、地域協議会について、まだ設立自治体が少なくデータが集まっていない状況であるかもしれないが、そろそろメリットとデメリットを集約し、よりよい活用方法を検討すべき時期であるという御意見でございます。消費生活に関しましては、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進地域協議会と消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の2つがございますが、いずれの協議会も、都内で設置している区市町村はまだ少ない状況でございますので、設置に向けた課題の整理は必要であると考えておりまして、御意見の内容は、施策の検討の際の参考になるものと考えております。

以上でございます。

○野澤部会長 それでは、答申案の内容について、意見交換をしていきたいと思っております。

答申案につきましては、皆様御存じのとおり、これまでの部会や総会での各委員の意見を踏まえたものとなっております。このため、基本的には審議会の答申案に都民の意見をどう反映していくか、審議会としての意見に対する考え方の記載は問題ないかという視点で本日は議論していくこととなります。また、2月3日に開催する総会では、部会での議論をもとに答申の予定となっておりますので、これらの点を御留意の上、御発言いただければと思っております。

なお、会議は2時間を予定しておりますが、部会としての答申案が固まって、時間に余裕があるようでしたら、具体的に施策化に向けたお考えなどについて、それぞれの専門的な知見から意見交換ができればと思っています。

それでは、まずは都民からの意見で、文章の修正について、修文案の意見が3件来ております。先ほど紹介がありましたけれども、この修文案についての意見について議論した上で、その他の意見について自由に議論していきたいと思っております。

3つのうちの1つ目ですが、これは答申案の33ページの番号6です。先ほども紹介がありましたけれども、「消費者志向経営の取組促進に関する検討会報告書」が出されたことを入れてほしいということで、具体的にはこれは答申案の14ページの(3)のウの部分になります。ここにこの御意見を反映しまして、事務局案で答申案に書き加えました。この点について、この反映した文章の記載など、何か御意見がありましたら、お願いいたし



ます。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。2番目は、答申案の38ページの番号26の意見です。これも先ほど紹介がありましたけれども、答申案の19ページ、政策1の(2)の「例えば」というところになります。この「例えば」というところには、「訪問販売お断りステッカー」に法的効果を与えることを念頭に置いているのであれば、その旨を明示し、具体的な施策の例にも明示すべきだという御意見でございます。この「例えば」というところには、「勧誘を希望しない消費者の意思があらかじめ明確に事業者に伝わり、その意思を尊重した営業活動を事業者に促す取組などを検討する必要がある」と書かれていますけれども、「訪問販売お断りステッカー」に法的効果を与えることを念頭に置いているのであれば、ここにその旨を明示したほうがよいという意見でございます。

これに対しましては、「意見に対する考え方」という部分が38ページの一番下にありますが、審議会としては、高齢者の消費者被害防止について、見守りネットワークの構築だけでなく、幅広く対策を検討することを都に求めているものでありまして、都に対して、いわゆる「訪問販売お断りステッカー」による規制導入を前提に、具体的な検討を求めるものではないと考えています。このため、26番の意見に対する考え方はこういう記載になると思いますけれども、これについて何か御意見がありましたら、お願いいたしますということです。要するに「訪問販売お断りステッカー」だけを念頭に置いているわけではなくて、それも含めて、それも選択肢の一つとして、都において幅広く検討することを望むというのがこの答申の趣旨であります。この点は御意見いかがでしょうか。

このような記載でよろしいですかね。ありがとうございます。

3つ目ですが、政策4の消費者教育の民法の成年年齢引き下げに関する部分についての御意見でございます。答申案では43ページの番号49の意見ですけれども、そこで修正案として「都は、法改正の動向を注視しつつ、健全な金銭感覚の涵養を通じた消費者意識の啓発など」という下線部分を挿入してはいかがかという御指摘、御意見でございます。

これにつきましては、昨年11月の第2回総会で大澤専門員から、同じ箇所、消費者教育の例示として、金融・経済教育を入れてはどうかという御意見をいただきました。その後、後藤会長、越山部会長とも相談の上、現在のような表現に落ちついたものでございます。

43ページの下「意見に対する考え方」にも記載がありますが、ここでは特に成年年齢に達するまでの若年層への消費者教育の充実を強調したい箇所でありまして、意識啓発

となりますと、今回の答申案では主に政策1で取り扱っておりますので、答申案としては、このままの表現でいきたいと考えております。もちろんこの健全な金銭感覚の涵養を通じた消費者意識の啓発も大事なことでございますけれども、例示としては、やはりこれだけではなくて、そのほかにもこの「意見に対する考え方」にあります。契約のルールを理解とか悪質事業者の手口の把握など、必要な消費者教育の内容にはさまざまなものが考えられるということで、そういうものも含めて、ある意味で抽象的な表記になっていますが、今回の答申案としては、特に1つを例示することなく、成年年齢に達するまでの若年層への消費者教育を充実していく必要があるという書きぶりになっていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。何か御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

大澤委員はいかがですか。

○大澤専門員 ありがとうございます。

昨年の総会のときに私が問題提起させていただいた箇所でもあります。また、その後、上村委員からも御指摘があったかと思えます。ここで大事なのは、結局、消費者教育そのものを考えたときに、ずっと根っこのところをたどっていきますと、健康被害等は別なものですけれども、大半の問題が金融・金銭に絡むトラブルだということです。このため、実は消費者教育の一丁目一番地は金融・金銭感覚の涵養にあるのではないかと考えます。

この点は、先ほど部会長から、ここでは方針を示すものなので、幅広く取り上げる抽象的な表現を使っていますというご説明があり、非常によくわかりました。

念のため、ほかの委員の方にも、この金融教育、一丁目一番地だということなのですが、御意見を簡単にお伺いできればと思います。

○野澤部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

答申の表現としては、とりあえずこれでよろしいですか。

○大澤専門員 はい。

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは、具体的な施策あるいは計画の策定の際に、またいろいろ意見をお伺いさせていただきたいと思っています。どうもありがとうございます。

答申案の具体的な修正についての意見は、以上となります。

そのほかの意見については、答申案の修正についての意見というよりは、都が計画を改定する際の施策の参考としての意見になろうかと思えますけれども、お気づきの点あるい

はその意見に対する考え方の内容について、御意見などがありましたら、お願いいたします。今回については、議論の順番は必ずしも答申案の掲載順でなくても構いませんので、どうぞ御自由に、全体を通して何かお気づきの点がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

石戸谷先生、よかったですらどうぞ。

○石戸谷委員 意見募集で見守りネットワークの関係がいろいろなところに出ているということと、その他でも、これは確かに教育の関係か、消費者安全確保地域協議会のことなのかというのがよくわからない面があるのですけれども、一応この協議会に言及しているものがこのほかにもあるということです。その部分について、第1回で議論したときには具体的なイメージがよく湧かなかったということもありまして、余り具体的な意見は出せていなかったのですが、その後いろいろ考えまして、意見の中にもありますけれども、日弁連でも昨年暮れに、これは非常に大事な問題だということでキックオフのシンポをやりまして、来月東京、以後各地でこの地域協議会などの件を含めたシンポを連続的に行うというふうに力を入れているところでもありますので、若干メモをつくってみました（別紙「第5回検討部会メモ」）。

この件を考えるときに、見守りネットワークと協議会をどう考えるかということと、福祉の部門のネットワークと消費者安全のほうの地域協議会の関係をどう考えるのか、2方向を考えなければいけないということで、2つの観点から考えたものを整理してあるということでもあります。

初めに、見守りネットワークと協議会の関係なのですけれども、既に見守りネットワークは活動が行われているので、協議会をつくることとの関係がいま一つはっきりしなかったのです。大きい問題として、見守りネットワークの活動と協議会の活動はどう違うのかというところがよく見えなかったのですが、整理すると、2ページの一番下の（2）の①のところですか。個人情報のやりとりを伴わない見守り活動の場合は、必ずしも協議会ということでやらなくても同じような活動ができるわけなので、情報発信を中心としたネットワーク、ネットワークのところにとんどん新しい情報だとか有益な情報を流していく活動を中心を考える場合は、従来の見守りネットワークでいいではないかという話になると思いますし、3ページのところで、やっていく中で充実してくると個人情報のやりとりがどうしても絡んでくる場合があるので、そういう場合はやはり協議会できちんとやったほうが、個人情報の関係でも手当てができていますので、いいのではないかと。

そうすると、これは推進したほうがいいのかということになり、その場合、見守りネットワークと協議会の関係がどうなるかがいま一つはつきりしなかったのですが、協議会とネットワークを併存させて、個人情報をやりとりする部分は協議会のほうで担うというやり方もあるでしょうし、ガイドラインでも書いてあるのですが、協議会を大きくつくって、それぞれ見守りは担当地区に限られたところでやるところが中核になると思いますので、個人情報をやりとするといっても幅広く全部この協議会の中で共有するわけではないので、協議会の中の部門を分けていく場合には、ネットワークのほうも吸収させてしまって、協議会という形で推進するやり方も考えられるのではないかと。そうなれば、やはり見守りネットワークがあるからということではなくて、協議会というのをつくって推進したほうがいいのか。

消費者庁でも、3ページが一番下のガイドラインのところですけども、各地で地域協議会が設置されることと円滑に運営されることを期待するとなっているので、その期待を受けて、やったほうがいいのか。そのような姿勢のほうがいいのかと、いろいろ考えて、そのように整理してきたところです。

4ページで答申案のところに言及していますけれども、そもそもこの協議会という言葉自体が出てこないということで、どういう考え方がよくわからないということがありますが、改正消費者安全法が施行されていますし、国のほうでも期待すると言っているわけなので、やはり何らか言及しなくていいのか。

先ほど、東京都のほうでもまだ少ないというお話はありまして、確かに東京都の場合、千代田区、台東区、多摩市は既に協議会を立ち上げているということで、施行後、各地でだんだん立ち上がってきているところですので、5年計画からということからすると、やはりもう一言あっていいのではないかと気がいたしますというのが、見守りネットワークと協議会との関係のところでは。

福祉部門との関係について、4ページですけども、これは担当部局の方のほうがるかに詳しいと思うのですが、いろいろ遅まきながら調べたところ、2014年改正で介護保険法などの変大幅な改正があって、地域ケアシステムの推進はかなり充実策が盛り込まれておりまして、地域ケア会議についても、個人情報の収集とか守秘義務について手当てがなされておりまして、非常にセンシティブな情報も、この中で話が出るということがそういった意味で可能というふうに設定されていて、各地でいろいろ運用を工夫しているようですけども、介護方面だけではなくて、もうちょっと暮らしの安全みたいなところを担う部

門、担当の方々が入った分科会なり地域ケア会議の子会議というのですか。その中で担う部分があれば、これもかなり協議会がやることとオーバーラップしてくるということがあるので、そちらとの関係をどのように役割分担するのかというのも大きい問題ではないか。

消費者庁のガイドラインでも、当然ここは念頭に置いて、地域包括支援ネットワークとの連携のところに言及しているということがあります。

このほかに、防災関係でも災害対策基本法の2013年改正で要支援者名簿というのがあるのですけれども、そのところは余りよく調べていませんので、一応書くだけにしておきました。

この点については、23次で答申があるのですけれども、読んだ限りでは福祉部門のほうで先行的にというか、実績が積み上がっているネットワークの活動の中で消費生活部門の活動を組み込む形を念頭に置かれているのかなと読めるのですが、今回の答申案は、そちらのほうの話は余り出てこなくて、消費者被害を防止する見守りネットワークの構築をとなっているのです、その関係をどう考えているのか。両部門の連携が、もともと基本計画というのは各部門でばらばらにやっているものを体系的にというためにつくるものなので、そちらのほうも何らか言及しなくてよいかということを考えましたので、そこに書いておきました。

以上です。

○野澤部会長 大変貴重な御意見をどうもありがとうございます。

見守りネットワークと協議会、それから福祉部門との関係をどうするかについての言及がないということですが、この点についてはいかがでしょうか。

では、事務局。

○企画調整課長 御意見ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点につきましては、まさに第23次の審議会でこの見守りネットワークに関しまして議論を進めた際に一番議論になった点でございます。

東京都といたしましては、以前から福祉部門との連携は進めておりまして、この23次の審議会にも福祉部門の担当が書記として入り、また、委員としても福祉の専門家の方に入っていただきまして、議論を重ねたところでございます。ですので、今こちらの答申には表現としては確かにちょっとわかりにくい点もあろうかと思っておりますけれども、まずは東京都で消費者部門、福祉部門というそれぞれのネットワークの構築を区市町村に働きかけましたところ、実際に区市町村でその業務を担う方は、同じ方が担うということが現状で

ございました。これは実態調査、ヒアリング等を行いまして、実際は地域の見守り方は同じですという御意見がございましたので、新たに形式上の消費者部門のネットワークを構築してくださいというよりは、現在ある福祉部門が中心になってやっているネットワークに、この消費者被害の発見または連携など、まず消費生活センターにつないでくださいという、そういった働きかけをする点ですとか、福祉部門においては消費生活センターというのが余り知られていない、消費生活部門においても、地域福祉協議会や地域包括支援センターなど福祉の部門の仕組みが余り理解されていないところがございましたので、まずそういったところから連携し、協議会の形式等につきましては、もちろん法律にもございますので、安全確保地域協議会の設置支援は生活文化局でもやってはいくのですけれども、それを必ずしも要件にしないで、実態が整ってきたところで最善の方法をとるのがいいのではないかとといったところが答申の趣旨でございました。

そういった点も踏まえまして、私どもの長期ビジョンには全区市町村に見守りネットワークの構築ということ掲げておりますので、その中で協議会の設置を含めた取組として、また、計画の際にそういったところを連動した書きぶりにしていきたい、施策として進めていきたいと考えております。

○野澤部会長 いかがでしょうか。

石戸谷委員はよろしいですか。

○石戸谷委員 そのようなことで、最終的にこの基本計画が充実したものになればいいわけなのですが、平成25年からの基本計画の策定のプロセスを見ましたら、25年1月に答申をして3月に基本計画が決定されているということで、比較的答申を受けてすぐ改定となっているのですが、今回はかなり早い段階で答申を出してしまっていて、基本計画の決定までかなり時間があるので、その間に具体的な施策を検討して行って、パブリックコメントももう一度やるというお話だったので、それ自体は大変結構なのですが、審議会としてもパブリックコメントとは別に何か議論する機会はあるのでしょうか。あるのであれば、最後にきちんとしたものができれば何ら問題はないのですが。

○野澤部会長 基本計画はどのような手順になっておりますか。

○企画調整課長 基本計画につきましては、この2月3日に答申としていただきました後、行政としてそれを全庁的にどのように展開するかといった検討を始めまして、各局それぞれ専門分野がございますので、連携をとりながら、施策化を考えております。

時期的なものは、まだ未定でございますが、30年度の予算案等に反映できるような時

期に骨子として公表するのがいいのかなというのが、事務局で検討している案です。決定ではございませんが、そういったような検討も進めておりますので、計画としてのパブリックコメント等、そういう段階には、審議会にも御報告させていただきながら進めていきたいと思っております。

この審議会は、まだ来年度も任期中でございますので、それも含めた御議論をお願いできればと思っております。

○野澤部会長 ということで、答申は答申として、基本計画の中でまた具体的にそういうものを盛り込んでいくということでよろしいでしょうか。

○石戸谷委員 結構です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、答申案の具体的な修文については、一応ここまでとさせていただきます。今後の具体的な修文については、本日いただいた御意見を踏まえて、後藤会長と御相談の上、私と越山部会長に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の御議論の結果を踏まえて、そのように進めさせていただきます。

せっかく新年に皆さんにお集まりいただいておりますので、まだ残り時間がございますから、来年度の計画改定に向けて具体的な取組内容に関する意見交換を行いたいと思います。答申案の記載内容に関連して、委員の皆さんの活動や所属している団体等の取組の状況など、何でも結構ですので、ぜひ参考にお聞かせ願えればと思います。また、計画改定の答申に向けた最後の部会になりますので、部会の感想などでも結構ですから、どうぞ御自由に発言をお願いいたします。

どうぞ。

○洞澤委員 消費者教育の点に関して2点ほどあるのですが、まず1つ目ですが、今回のパブリックコメントでの意見の中にも幾つかあったかと思うのですが、体験型の教育ということが非常に重要なかなと思っております。成年年齢の引き下げに伴いまして、特に若年層に対する教育が非常に重要になってくるかと思いますが、若年層の方々は往々にして人生の先のことまで見通すということが非常に難しいような気がします。そうした中

で、やはり実感を伴う形での教育をしていくという意味でも、体験型の教育ということが非常に重要なと思いますので、その点について、具体的な施策の中で何らかの対策をとっていただきたいということが1つ目です。

2つ目としまして、そうはいいまして、学校の現場などでは非常に時間が足りないとか、先生方の業務量が多いといういろいろな問題点があるかと思っています。ですので、答申案の中にも、コーディネーターの育成等々の話が言及はされておりますが、さらに一歩進みまして、そのコーディネーターの方々と教育現場の先生方との連携を都として推進していただいで、効果的に消費者教育が実行される方向に持っていただければと思っております。

以上です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

今の御意見についてでもよろしいですし、そのほかの御意見でもよろしいですので、どうぞ御自由をお願いします。

○大澤専門員 ありがとうございます。

今の洞澤委員の意見に賛成です。今、いただいた意見の中で、昨年12月21日に中教審から新しい学習指導要領の答申が出ております。その中でも、アクティブラーニングという名称のもとに、体験型ですとか対話型、生徒に考えさせる教育、考える力を育む教育、これがキーワードになっておりますので、ぜひこれは取り上げたほうが良いのではないかと思います。

また、学校の時間が足りないという点ですけれども、これも今度の学習指導要領の中で、社会に開かれた教育課程ということがうたわれておりますので、その中で、例えばゲストティーチャー、子どもも金融広報アドバイザーの派遣という形で出前授業などをやっておりますけれども、そういった外部との連携が想定できるかと思っています。

ありがとうございます。

○野澤部会長 大澤専門員、どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 私もこの教育に関しては大変賛同いたします。やはり早いうちに金銭教育を含め、契約とは何かとかいったところ、本当にゲーム感覚を通して子供たちにさせると非常によく理解されるというところがありますので、ぜひこういったことは推進していただ



きたいということと、全く同じなのですが、今回動きが変わったということですが、やはり現場ですと、特に消費生活の専門家が学校の中に入っていくというのはなかなか難しい現状が多分続いていくのであろうと思います。ぜひそういったところを推進させていただいて、金銭教育を含めた、それから小さい子が、やはり小学生あたりでもスマホを持つとかいう時代ですので、ITの教育であるとかという統合的な消費者教育の推進は図っていただきたいと思いますと思っております。

○野澤部会長 貴重な御意見をどうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○末吉委員 ありがとうございます。

私も消費者教育、教育の部分が非常に重要だと考えております。都民の皆様の意見を拝見したところ、持続可能な消費ということについてはどなたからも意見が出ていないという結果を見ると、恐らくそれだけまだ普及していないとか、浸透していない考え方なのだと改めて知ることができました。そういう意味も含めて、やはり消費者教育の中に持続可能な消費というテーマをきっちりと掲げて、それに特化した教材などをつくっていただく、また、それに特化した体験型の学べる授業など、ぜひ具体的な対策をとっていただきたいと思いますと感じました。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 商工会議所の小林でございます。

○小林委員 商工会議所の小林でございます。

2点申し上げます。まず、この答申をつくるに当たっては、都民のパブコメを実施する等、丁寧にやっているなというのを感想としてもったというのが1点であります。

2点目ですけれども、消費者教育の重要性について、皆様から様々なお話を頂戴いたしました。私どもとして、事業者団体でありますので、コンプライアンスを守っていくことが重要であることはよく理解いたしました。こうした情報を商工会議所の会員並びに事業者の皆さん向けに周知徹底するような方法を、引き続き考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

越山部会長。

○越山部会長 消費者教育関係の御意見が非常に多く出て、本当に参考になると思っております。その消費者教育の関係の議論は、協議会のほうでも熱心にしていただいています。今回の基本計画ができた後に、お手元の黄色い冊子の消費者教育推進計画をつくって、さらに具体的に毎年その進捗状況を把握しながら、アクションプログラムを公表していくような形をとっています。そのため、できるだけこの基本計画でしっかり、はっきりこういうことをやりましょうという方向で進んで、実績が伴うような方向になるべく進めていかなければいけないなという認識は持っております。

その関係で、特に先ほどの体験型教育の件は私も非常に関心があるところでもあります。実際に体験型というのは現場でやるものになりますので、幾らすばらしい教材があっても、現場の方が使いやすい、またはこのようなものにしてほしいねというような意見をそのコンテンツに反映し、つくり上げていくことも大事なかなと思います。そのため、専門家の方からのアドバイスを生かしたネットワークといたしますか、協力体制をつくっていくことも重要かもしれません。この部分は皆様の御意見を踏まえて、できるだけきちんと実施していきたいなと思っております。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○山根専門員 私学財団の山根でございます。

教育関係の立場から若干申し上げます。

先ほど洞澤委員、大澤専門員からもお話がありました体験型教育、これに関しては、今回の学習指導要領の改訂でメインになっている部分でございます。私学におきましても、アクティブラーニング自体はさまざまな手法で過去から取り組んでいるところでございます。

ただ、この中で消費者教育をどの程度やっているかということになりますと、ちょっと心もとない状況でございます。といいますのは、先ほどもお話がりましたが、現場では教科学習以外にも例えば環境教育でありますとか人権教育、最近であればオリンピック教育、こういったものを時間をやりくりして実施することが求められておりますが、やはり今、現場で先生方が一番危機感を持っていらっしゃるの、児童生徒の命にかかわるアレ

ルギー対策であるとか、あるいは緊急時のAEDの扱い方、こういったもののニーズが非常に高くなっております。

私どもでも、教員の皆様に関して、こういったニーズに合ったような形で教員の研修をやっておりますが、今回の学習指導要領の改訂でありますとか、あるいは成年年齢の引き下げということがきっかけになって、私学におきましても、消費者教育が今後、非常に大きく取り上げられる可能性があり、喫緊の課題になってくると思いますので、引き続き現場の先生方に周知を図っていきたいと思っております。

それから、今回の学習指導要領の改訂の答申の中では、社会に開かれた教育課程ということ掲げておまして、今後、消費者教育を進めていくには、学校だけではなくて社会のいろいろな機関と連携していく必要があるという記述があります。その中に消費生活センターという言葉もちゃんと入っているんですね。ですから、今後、そういったところにもお力添えいただきながら、ぜひ消費者教育の充実を私学のほうでもやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

消費者教育について、たくさんの御意見をいただきまして、体験型教育というのは大変重要であると、特に先ほど大澤専門員からもありましたように、金銭感覚の涵養を含むような体験型学習もこれからはあってもいいかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

○大澤専門員 ありがとうございます。

教育についてなのですけれども、2点ほどコメントさせていただきます。1つは、今度の学習指導要領で高校生に対して「公共」という新しい科目が設置されることです。これは、従来、「現代社会」という名称で行っていたのですけれども、これが廃止されまして「公共」、パブリックというものにかわるということです。

結局、「公共」というものが出てきた背景としては、選挙年齢が18歳に引き下げられたことですか、今、成年年齢がまた18歳に引き下げられようとしていること、あるいは裁判员制度ですね、こういったことから、従来以上に世の中に参加していくという観点が大事になってきているところがあります。これを受けて「公共」というお話になってきているのだと思います。これが1つ目です。

2つ目に、よく学校の先生方とお話をしていると、教科の壁といいますか、縦割りにな

っているので、科目間の連携はまだまだ改善の余地があるのではないかというお話を伺ったりします。そういった中にこの消費者教育という横串で、例えば先ほどの山根専門員のお話であれば、家庭科との連携というのが想定されますし、金融・金銭という面で言えば、社会科もそうですし、家庭科のパーソナルファイナンス、ライフデザインみたいなところで家計の資金管理をどうしていくかといった項目が入っていますので、そういったところとの連携ができるのではないかと思います。また、複利計算などというのは数学でもできることだと思いますし、こういったやり方の工夫で教科間の壁を乗り越えていくような、横串を通せる授業ができれば良いなと思っております。

以上です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

なるほどという感じの御意見をありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

板寺専門員、どうぞ。

○板寺専門員 東京都民生児童委員協議会の板寺と申します。

私どもの協議会の活動としまして、やはり高齢者、また障害者の方々の被害を未然に防ぐというような活動を各市町村でそれぞれ協議会を通して活動させていただいております。地域でのサロン活動や社会福祉協議会、市役所、区役所などの関係機関と連携して、このようなことを未然に防ぎたいというような活動をしているのですけれども、出前講座などを区市町村の行政のほうからいろいろとさせていただきますと、それはある程度の効果があるかなと思います。ただ、それが持続できない部分がある。頻繁に出前講座、また、いろいろな普及活動、啓発を行っていきたいと考えておりますけれども、ぜひ行政のほうからいろいろな角度で後押しなどをしていただければなと思います。

先ほど石戸谷委員から、このまとめの中で、地域の現場ということで、ネットワークにおいて構成員が重複しているということがございますけれども、確かにそのとおりです。ただ、これにはとても効果がございまして、いろいろな活動関係で連携ができるということも含まれております。防災も含めまして、高齢者、障害者などに対していろいろな活動ができているということも含めると、こちらの見守りネットワーク関係の委員の方々をさらに増員できればいいなと考えております。

そして、34ページからの「政策1 消費者被害の未然防止と拡大防止」などを拝見しまして、かなり手厚く考えて意見いただいたなと思います。私どもの活動に関しまして、

これをもとに、ぜひ基本計画などを考えながらできればいいなと考えております。

以上です。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほか何か御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

貴重な御意見をたくさんいただきまして、どうもありがとうございました。ぜひ来年度の計画改定の際に施策化の参考としていただければと思います。

最後に、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○企画調整課長 先生方、いろいろ御意見をありがとうございました。ぜひ参考にさせていただきます。

また、本日の部会での御審議を反映させました答申案は、2月3日金曜日に予定しております第3回総会において、部会から報告の上、御審議をいただく予定にしております。総会では、答申案をお諮りしまして、最終的に決定したものを答申として知事に御報告いただくという流れを予定しております。

なお、フラットファイルの参考資料につきましては、青色のファイルについては第1回総会でお配りしたものでございますが、黄色のフラットファイルにつきましては、総会では使用いたしませんので、本日の部会で終了となります。もしよろしければ、御参考にお持ち帰りいただいても結構ですし、不要の場合は机上に残しておいていただければと思います。

重ねての御案内になりますが、次回、第3回総会は2月3日金曜日午前10時から、都庁内の会議室で開催いたします。委員の皆様には、別途開催通知をお送りしておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○野澤部会長 それでは、時間は大変早いのですが、これをもちまして本日の合同部会を終了いたします。

御協力どうもありがとうございました。

午後2時30分閉会